

平成 22 年 11 月 19 日

各地域包括支援センター長 殿

内閣府経済社会総合研究所主任研究官
(内閣府政策統括官(経済社会システム担当)付企画官(総括担当))
主任研究官 高橋 義明

セルフネグレクト(自己放任)状況にある高齢者の幸福度に関する調査への
協力依頼について(依頼)

地域包括支援センター職員の皆様におかれましては、高齢者の福祉向上に向けた、長年にわたるご尽力に対し、心より敬意を表する次第であります。

さて、本年6月に閣議決定された「新成長戦略」において、こころの問題(幸福度向上)に今後は対応していくこととし、当研究所はそのための調査研究を担うこととなりました。本調査はその一環として、幸福度の低い層のひとつとして、このセルフネグレクト(自己放任)状態にある高齢者に焦点を当て、(株)タイム・エージェント(東京都渋谷区)に業務を委託し、実施することとしたものです。

「セルフネグレクト」とは、在宅で「高齢者が通常一人の人として、生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること」とされております。こうした方々は、医療や介護が必要にも関わらず拒否を続けられている方、ゴミ屋敷、そして孤独死もセルフネグレクトと深く関係するとされ、死亡率も高いとされております。皆様の担当地区においても、このような高齢者の方の相談が持ち込まれたり、逆に生活実態が把握できずに心配になる事例があったり、日々苦勞をされているのではないかと思います。

本調査では、担当地区におけるセルフネグレクト状態にある高齢者の方がいらっしゃったか、いらっしゃる場合にどのくらい大変な状況か、を中心に、地域の状況や支援策に関するご意見をお聞きしたいと考えております。なお、お答え頂いた内容は全て統計的な数字として処理され、回答者やセルフネグレクト状態にある高齢者個人が特定されるような情報について公表することはありません。また、受託会社である(株)タイム・エージェントは内閣府の契約に際して、個人情報の複写・複製の禁止などを定めた内閣府「個人情報取扱特記事項」を遵守することとなっております。

本調査は、政府のこれからの高齢者の幸福度向上に向けた具体的な対策作りを定める上で、大変重要なものであります。

つきましては、大変ご多忙の中、恐縮ではありますが、日頃のご経験を踏まえ、調査票への回答につき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

内閣府経済社会総合研究所
深澤 優一
東京都千代田区霞ヶ関3-1-1
電話:03-3581-0919

平成22年11月30日

広島市健康福祉局

高齢福祉部高齢福祉課

高齢者虐待対応マニュアル等の見直しに係る質問等への回答

平成22年9月10日付で依頼した、「高齢者虐待対応マニュアル等の見直しに係る課題調査」において寄せられた、課題・意見等につきましては、高齢者虐待対応マニュアル等見直しワーキング会議において整理・検討し、高齢者虐待対応マニュアルの改訂に反映させる予定です。

なお、課題・意見等のうち、高齢福祉課が回答すべきと考えられるものについて、次の通り回答いたします。

○情報収集・提供における個人情報保護法の解釈について

個人情報保護法第23条には個人情報の第三者供与における例外規定が設けてあり、高齢者虐待防止法に基づく情報収集には次の例外規定の適用が想定されます。

- 1 法令にもとづく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時

個人情報の提供にあたっては、上記例外規定に該当するものであるかを慎重に判断する必要があります。個人情報の提供先が守秘義務を課せられている者または団体（例えば、地域包括支援センターが民生委員等に情報提供する場合や、区生活課等が地域包括支援センターに情報提供する場合）であっても、上記例外規定に該当する必要があります。

なお、本人の同意のない個人情報の提供を依頼する場合は、「情報提供は義務ではない」ことを念頭に置く必要があります。（行政が把握している情報を地域包括支援センターが収集する場合は、各区健康長寿課を通じて情報収集することが望ましいと考えます。）

○虐待対応に係る地域包括支援センターの業務について

高齢者虐待防止法第17条において、地域包括支援センターに次の業務を委託できるとされています。

- ①相談、指導及び助言（第6条）
- ②通報又は届出の受理（第7条、第9条）
- ③高齢者の安全確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置（第9条）
- ④養護者の負担軽減のための措置（14条）

本市においては、これらの業務を地域包括支援センターに包括的支援業務と一体的なものとして委託しています。

高齢者虐待対応の責任主体は市町村ですが、各地域包括支援センターは、上記業務の受託者として責任をもって積極的に業務にあたっていただく必要があります。

○高齢者虐待防止法第9条2項に基づく「措置」について

やむを得ない事由（養護者による高齢者虐待により生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合）に、老人福祉法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による一時保護措置をとることができます。

措置の適用については、処遇検討専門委員会等の意見を参考とし、福祉事務所長（区厚生部長）が決定します。

○職員配置・増員について

総合相談窓口等の区職員の増員は、行政改革の流れの中で非常に困難です。

また、社会福祉士等の専門職の配置についても、各地域包括支援センターに社会福祉士が配置されていれば十分なはずであるとの理由で実現していません。

弁護士や社会福祉士のスーパーバイズが必要な場合は、区健康長寿課が処遇検討専門委員会を開催（持ち回りでも可）して意見を得てください。

○地域住民等への普及啓発について

高齢者虐待防止・早期発見についての普及啓発は、高齢福祉課および区健康長寿課において広く市民に対して行います。また、各地域包括支援センターにおいては、「見守り・支援ネットワーク」構築の一環として、日頃から地域住民や町内会・民生委員などへの普及啓発に努めてください。

○介護支援専門員等、他機関との連携について

高齢福祉課は介護支援専門員等に対して、高齢者虐待防止に係る役割を理解していただくよう高齢者虐待防止・対応についての研修会を実施しています。

各地域包括支援センターは、平素から地域における「保健・医療・福祉サービス支援ネットワーク」において介護支援専門員等との連携強化に努めてください。

○社会福祉士の帳票について

先般の高齢者虐待対応現任者研修で教材として使用した、日本社会福祉士会の帳票については、現時点では標準的に使用を求めるものではありません。

この度の高齢者虐待対応マニュアル等の見直しにおいては、課題調査で得られた結果を取り入れ、社会福祉士会の帳票も参考にして作成する方向で検討をすすめています。

○区健康長寿課・地域包括支援センターのケース情報共有方法について

高齢者虐待対応に係る帳票類を区・地域包括支援センターともに共通の帳票書式とすることで、ケース情報記録を標準化し、フォーマットをサイボウズの資料室に保存したいと考えています。

情報の交換をする手段として、サイボウズシステムを活用する案がありましたが、この場合システムを改修する必要が生じることから、現時点では困難です。

帳票の改訂および情報交換の方法については、今後ワーキング会議により検討します。

○夜間・休日の高齢者虐待通報への対応について

夜間（17時15分～8時30分）、休日（土日祝日、8月6日、年末年始）の通報受理体制は、次表のとおりです。夜間・休日の通報等による緊急時の具体的な対応手順については、ワーキング会議で検討します。

区分	休日・夜間
本庁	代表電話番号から緊急の場合は、自動音声により守衛室の連絡先が案内される。 守衛室が受付けた電話は、守衛室が緊急連絡名簿をもとに高齢福祉課担当者に取り継ぐ
区役所	健康長寿課の直通番号から守衛室に電話が転送される。 緊急の場合は、守衛室が緊急連絡名簿をもとに健康長寿課担当者に取り継ぐ
地域包括支援センター	留守番電話の転送機能等により担当者の携帯電話等に接続

○職員配置・増員について

総合相談窓口等の区職員の増員は、行政改革の流れの中で非常に困難です。

また、社会福祉士等の専門職の配置についても、各地域包括支援センターに社会福祉士が配置されていれば十分なはずであるとの理由で実現していません。

弁護士や社会福祉士のスーパーバイズが必要な場合は、区健康長寿課が処遇検討専門委員会を開催（持ち回りでも可）して意見を得てください。

○地域住民等への普及啓発について

高齢者虐待防止・早期発見についての普及啓発は、高齢福祉課および区健康長寿課において広く市民に対して行います。また、各地域包括支援センターにおいては、「見守り・支援ネットワーク」構築の一環として、日頃から地域住民や町内会・民生委員などへの普及啓発に努めてください。

○介護支援専門員等、他機関との連携について

高齢福祉課は介護支援専門員等に対して、高齢者虐待防止に係る役割を理解していただくよう高齢者虐待防止・対応についての研修会を実施しています。

各地域包括支援センターは、平素から地域における「保健・医療・福祉サービス支援ネットワーク」において介護支援専門員等との連携強化に努めてください。

○社会福祉士の帳票について

先般の高齢者虐待対応現任者研修で教材として使用した、日本社会福祉士会の帳票については、現時点では標準的に使用を求めるものではありません。

この度の高齢者虐待対応マニュアル等の見直しにおいては、課題調査で得られた結果を取り入れ、社会福祉士会の帳票も参考にして作成する方向で検討をすすめています。

○区健康長寿課・地域包括支援センターのケース情報共有方法について

高齢者虐待対応に係る帳票類を区・地域包括支援センターともに共通の帳票書式とすることで、ケース情報記録を標準化し、フォーマットをサイボウズの資料室に保存したいと考えています。

情報の交換をする手段として、サイボウズシステムを活用する案がありましたが、この場合システムを改修する必要が生じることから、現時点では困難です。

帳票の改訂および情報交換の方法については、今後ワーキング会議により検討します。

○夜間・休日の高齢者虐待通報への対応について

夜間（17時15分～8時30分）、休日（土日祝日、8月6日、年末年始）の通報受理体制は、次表のとおりです。夜間・休日の通報等による緊急時の具体的な対応手順については、ワーキング会議で検討します。

区分	休日・夜間
本庁	代表電話番号から緊急の場合は、自動音声により守衛室の連絡先が案内される。 守衛室が受付けた電話は、守衛室が緊急連絡名簿をもとに高齢福祉課担当者に取り継ぐ
区役所	健康長寿課の直通番号から守衛室に電話が転送される。 緊急の場合は、守衛室が緊急連絡名簿をもとに健康長寿課担当者に取り継ぐ
地域包括支援センター	留守番電話の転送機能等により担当者の携帯電話等に接続

○高齢者虐待対応に関する研修会の開催について

高齢者虐待対応マニュアルを改訂した後、地域包括支援センター職員等を対象とした説明会等の開催を検討しています。

虐待担当職員のスキルアップのための研修等は引き続き実施します。

○立入調査をしたケースがあれば立入調査を判断した根拠や経緯について教えてもらいたい。

平成 18 年に高齢者虐待防止法が施行されて以降、本市においては同法に基づく立ち入り調査を行った事例はありません。

立ち入り調査は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあるにもかかわらず、行政権限である「立ち入り調査」を除いては調査や介入が困難と認められるときに、同法 11 条に基づき、処遇検討専門委員会等の意見を参考とし、福祉事務所長が判断します。

ただし、立ち入り調査は養護者との関係を著しく損なう恐れがあることから、他の安否確認・介入の手段および生命又は身体に及ぶ危険の程度を踏まえた判断が必要です。

○医療機関からの高齢者虐待に関する通報はこれまでにあったか教えてもらいたい。

平成 18～20 年までに 14 件の通報があります。(平成 21 年度以降は集計項目にないため不明)

○高齢者虐待対応マニュアル等見直しワーキング会議に、各区 1 名以上の委員を選出して欲しい。

業務への支障を最小限度にするため、効率的かつ円滑に会議をすすめるため、現時点では委員の増員は考えていません。しかし、地域性の考慮や全ての区・地域包括支援センターの担当者の意見を取り入れる必要がありますので、随時意見をいただく機会を設けながら検討を進めたいと考えています。